

## 沖縄「日の丸」判決についての緊急声明

「日の丸は国旗か」を司法の場ではじめて争う裁判として全国的に注目されていた「日の丸」裁判に対して、3月23日、那覇地裁は「国内関係においては、国旗について何らの法律もなく、国民に何らの行為も義務づけていない」との判決を行った。私たちはこの判断を正当とし、評価するものである。しかし他方、そう述べながらも判決が、「国民から日の丸旗以外に国旗として扱われているものが多く、また多数の国民が日の丸を国旗として認識して用いている」と判断したのは不当であり、憤りと共に深い憂慮をおぼえるものである。それは、「日の丸」が利用される時に、わが国の歴史の中で悪しき事がくりかえされてきたからである。

そもそも「日の丸」は太陽をかたどったものであり、太陽信仰から発生した。やがて、神話利用により、天皇は太陽神＝天照大神の子孫だとされ、「日の御子」とまで呼ばれるようになった。近代になり神權天皇制の象徴として、大日本帝国憲法発布の頃から盛んにもちだされるようになり、日清・日露戦争の前後には戦意高揚の役割を担い、天皇制軍国主義と結びついていった。さらに、先の15年戦争では、侵略戦争の象徴として、日本軍の侵略する所、常に、「日の丸」が先頭に旗めいていた。そのため、今日でも、「日の丸」はアジアの多くの人々に悲惨な経験を思い出させ、恐れられ憎まれているという。

戦後、1950年代より再び天皇制強化や軍国主義復古の動きが活発化し、それとあいまって、「日の丸・君が代」が利用され、強力に推進してきた。その動きは、さらに旧「紀元節」復古、靖国神社法案提出、靖国神社公式参拝、元号法制定、国家秘密法案提出、教育現場への「君が代・日の丸」強制など、徐々に巧みに「戦前回帰」への布石となり、その延長上で「即位の礼・大嘗祭」強行、PKO協力法の強行採決、海外派兵、新たな皇室ブームの演出と続き、ついに平和憲法の根幹である九条の廃棄を目的とする憲法改悪の話まで白昼堂々とまかり通るようになってきた。このたびの判決が、4月の沖縄での「天皇」植樹祭や6月の「皇太子」結婚式を前になされたことも決して偶然ではない。

沖縄において「日の丸」が、本土復帰運動の象徴であったことは事実である。しかし、復帰後もなお、広大な米軍基地が残り、本土の犠牲になった沖縄戦の実情が明ら

かにされるにつけ、忌まわしき戦争と結び付いている「日の丸」掲揚に対して、当然のこととして強い反発が起き上がってきた。実際、たとえば文部省から強制される前まで、沖縄の教育現場においての「日の丸掲揚・君が代斎唱」実施率はきわめて低かった。そのような背景を知る時、「日の丸」掲揚押しつけが、思想・良心の自由の侵害になることは明白である。もりろん沖縄に限らず、わが国において「日の丸」を国旗と認めない者は多数存在する。

私たちは、「国家は救いに招かれているすべての人間の尊厳を守るべきであるが、決して良心の主になることはできない。良心の主は神のみである。私たちは信仰による良心の自由および政教分離の原則を主張する。教会は国家に対して常に目をそそぎ、このために祈り、神のみむねに反しないかぎりこれに従う」（連盟信仰宣言）者たちとして、わが国の歩みを再び誤らせるような今回の判決に強く抗議の意を表明する。

1993年3月24日

日本バプテスト連盟理事会